

住民投票制度の説明と 川崎市における検討経過

川崎市住民投票制度検討委員会
フォーラム

● 「住民投票」とは・・・

「投票」という手段により、
直接、住民の意思を確認する
しくみ

日本の住民投票制度

- **法律** に基づく住民投票制度
→ **国** が制定
- **条例** に基づく住民投票制度
→ **自治体** が制定

日本の住民投票制度

- **法律** に基づく住民投票制度
→ **国** が制定

地方自治特別法の制定

議会の解散及び議員・長の解職請求

合併協議会設置協議等

日本の住民投票制度

- **条例** に基づく住民投票制度
→ **自治体** が制定

個別設置型条例

・・・住民の意思を確認する必要性が生じたつど制定

常設型条例

・・・あらかじめ投票に関するルールを定めておくもの

日本の住民投票制度

《投票結果の効力》

- **条例**を根拠とするもの
- **法律**を根拠とするもの

諮問型

拘束型

住民投票が実施された場面

1 議会と長の意見が相違しているとき



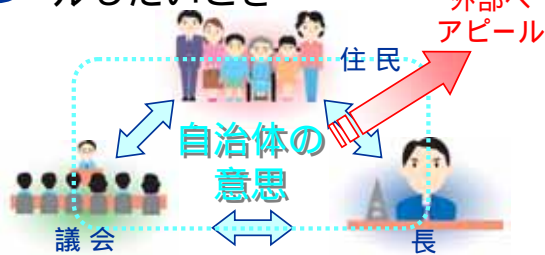
住民投票が実施された場面

2 住民の意思が、市政運営に反映されていないとされるとき



住民投票が実施された場面

3 自治体の意思を外部へアピールしたいとき



住民投票の実施事例

これまで全国で
約 **350事例** 以上

- 原子力発電所建設等（新潟県巻町ほか）
- 産業廃棄物処理施設建設（宮城県白石市ほか）
- 米軍基地問題（沖縄県、名護市ほか）

→ 一方で、住民から条例制定の請求の
9割以上 が条例制定に至っていない

常設型条例を制定している自治体

17自治体
で施行



常設型条例を制定している自治体

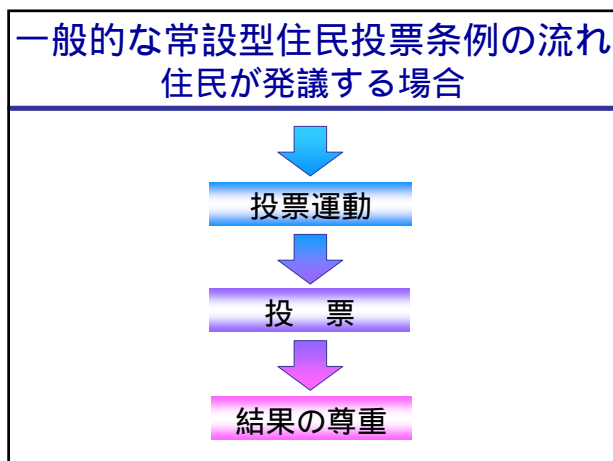
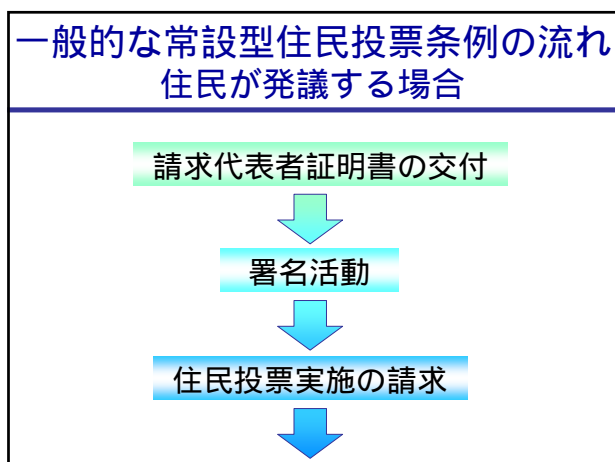
常設型条例に基づく実施事例
約 **10事例**

【市町村合併】

- 埼玉県富士見市 (H15.10)
- 香川県三野町 (H16.8)
- 北海道静内町、三石町 (H17.3) など

【その他】

- 基地問題：山口県岩国市 (H18.3)



川崎市における検討経過

【川崎市自治基本条例】

目的	市民が主役の 市民自治 の確立
位置付け	本市の自治の基本を定める 最高規範
制定過程	30名の市民委員等による、60回あまりの議論をもとにまとめられた 報告書 を 最大限尊重
施行	平成17年4月

【川崎市自治基本条例】

3つの自治の基本理念

- 市民の自治
- 市民の手による自治
- 市民のための自治

3つの自治運営の基本原則

- 「情報共有」の原則
- 「参加」の原則
- 「協働」の原則

住民投票 →

参加のしくみの中の住民投票制度

様々な参加の仕組み

区民会議 審議会等 市長への手紙
アンケート タウンミーティング など

「住民投票」は、
目的、意義、費用、効果などを
考慮し選択

【川崎市自治基本条例における規定】

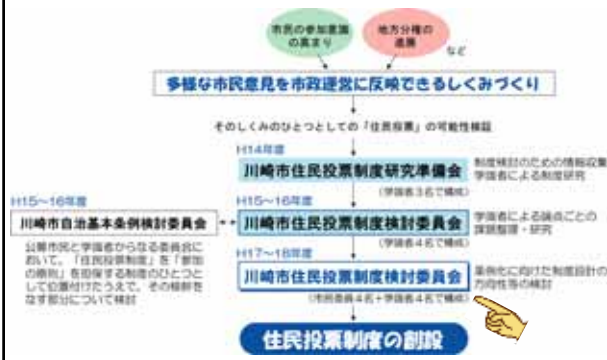
住民投票は、**参加の原則**を実現するためのひとつのしくみとして規定されています。

第31条

市は、住民、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

川崎市における 住民投票制度の検討経過



川崎市における 住民投票制度の検討経過

川崎市住民投票制度検討委員会

○これまで8回の検討委員会を開催し、住民投票制度創設に向けた論点について、議論してきました。



川崎市における 住民投票制度の検討経過

川崎市住民投票制度検討委員会

○投票資格者を考える場面では、高校生や外国人市民の方々との意見交換会を開催し、意見をうかがいました。



川崎市における 住民投票制度の検討経過

川崎市住民投票制度検討委員会

○9月頃を目途に
報告書を
とりまとめる
予定です。

